

別紙 1

【本事業における「マイクログリッド」について】

本事業における「マイクログリッド」は、「地域マイクログリッド構築のてびき（2021 年 4 月 16 日経済産業省資源エネルギー庁作成。以下「同手引き」という。）」における「地域マイクログリッド（同手引き P. 12『2.3 地域マイクログリッドとは』に記載・以下に抜粋。）」の定義を基本とし、原則として、同手引きにおけるマイクログリッドの要素・考え方等を踏まえたものとする。

なお、全ての項目が網羅されていることを問わない。

また、同定義における「既存の系統線の活用」や「非常時の一送の事故復旧の 1 手段としての送配電ネットワークからの解列」については、提案するマイクログリッド対象区域全体での解列は必須要件としない。

【東京にふさわしい「マイクログリッド」について】

本事業は、東京都内におけるマイクログリッドの普及拡大を図るため、東京にふさわしいマイクログリッドの先進事例を創出することを目指すものである。

よって、一般的に、系統混雑や地元自治体・近隣等との調整に課題を有する都心部等において、平常時・非常時ともに有効に機能するマイクログリッドの先進事例となりうるものを選定することを目的としている。

このことから、本事業で選定する事業は、同手引きにおける地域マイクログリッドの中でも、「2.3.2 都市部における地域マイクログリッド」に掲げるようなモデルの創出や、非都市部でも東京における地域特性を踏まえたモデルを想定しており、とりわけ、東京にふさわしいマイクログリッドとして特に先進的な取組を包含するものを採択することとしている。

なお、「2.3.1 非都市部における地域マイクログリッド」に掲げるような、系統から完全に自立したマイクログリッドであっても、都市にふさわしいマイクログリッドとしての先進性を有し、都内他地域への普及拡大が見込まれるものであれば、本事業の対象とする。

【抜粋：「地域マイクログリッド」】

出典：「地域におけるマイクログリッド構築の手引き（2021 年 4 月 16 日経済産業省資源エネルギー庁作成）」P. 11『2.3 地域マイクログリッドとは』より抜粋）

地域マイクログリッドとは、「平常時は下位系統の潮流を把握し、災害等による大規模停電時には自立して電力を供給できるエネルギーシステム」です。平常時は地域の再生可能エネルギー電源（以下、「再エネ電源」と言います。）を有効活用しつつ、電力会社等とつながっている送配電ネットワークを通じて電力供給を受けますが、非常時には一送の事故復旧の 1 手段として送配電ネットワークから切り離され、その地域内の再エネ電源をメインに、コージェネレーションシステムなど他の分散型エネルギーリソースと組み合わせることで自立的に電力供給可能なグリッドのことです※。地域マイクログリッドは、既存の系統線の活用による、分散型エネルギーシステムの典型的なひとつのモデルであるといえます。

地域マイクログリッドを導入するメリットは、主に、「災害時のエネルギー供給の確保によるレジリエンスの向上」、「エネルギー利用の効率化」、「地域のエネルギーを活用することによる地域産業の活性化」です。